

太田市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月29日

太田市長 穂積昌信

太田市規則第92号

太田市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 太田市体育施設条例施行規則(令和7年太田市規則第68号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「又は」を「、」に改め、「トレーニング室に限る。）」の次に「又はエアリススケートパーク太田(当日利用に限る。）」を加える。

別表第3中「

武道館	太田市新田武道館	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後9時30分まで
サッカー場	太田市新田サッカー場		で
コミュニティ運動公園	太田市木崎コミュニティ運動公園		午前6時から午後6時まで
	太田市綿打コミュニティ運動公園		
	太田市生品コミュニティ運動公園		

」を「

武道館	太田市新田武道館	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後9時30分まで
サッカー場	太田市新田サッカー場		で
スケートパーク	エアリススケートパーク太田		午前9時から午後9時まで
コミュニティ	太田市木崎コミュニティ		午前6時から午後6時まで

イ運動公園	イ運動公園	
	太田市綿打コミュニテ	
	イ運動公園	
	太田市生品コミュニテ	
	イ運動公園	

」に改める。

第2条 太田市体育施設条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「テニスコートに限る。）」の次に「、太田市弓道場」を加える。

別表第1中「(2) 太田市武道館」を「(2) 太田市武道館・太田市弓道場」に改める。

第3条 太田市体育施設条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第3プールの項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の改正規定 令和7年9月1日
- (2) 第3条の改正規定 令和7年10月1日